

(特定株式等を評価する場合における同族株主等の判定)

[Q11] 特定株式等を評価する場合において、同族株主に該当するかどうかは、特定非常災害の発生直後の状況により判定するのですか。

[A]

特定非常災害に係る特例の適用を受ける特定株式等を評価する場合において、同族株主に該当するかどうかは、特定非常災害の発生直後の状況により判定するのではなく、評価通達 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))、同 188-3((評価会社が自己株式を有する場合の議決権総数))、同 188-4((議決権を有しないこととされる株式がある場合の議決権総数等))、同 188-5((種類株式がある場合の議決権総数等))及び同 188-6((投資育成会社が株主である場合の同族株主等))の定めにより課税時期における評価対象法人の現況で判定します。

(参考)【株主の態様による評価方式の判定の例】

《課税時期》

《特定非常災害発生直後》

原則的評価方式

- ①類似業種比準方式
- ②純資産価額方式
- ③類似業種比準方式
と純資産価額方式
の併用方式

贈与・譲渡等により
株主構成割合が変化

~~特例的評価方式~~

~~(配当還元方式)~~

評価通達 188、188-3、188-4、188-5 及び 188-6 の定めにより、
課税時期の現況で判定します。

【関係法令等】

措置法第 69 条の 6、第 69 条の 7

措置法施行令第 40 条の 2 の 3 第 1 項

評価通達 188、188-3、188-4、188-5、188-6